

## 【EU】エネルギー価格高騰対策のための緊急介入規則の制定

海外立法情報課 田村 祐子

\* 2022年10月、エネルギー価格高騰対策として、電力需要削減目標を設定し、主に消費者支援を目的に事業者への収益上限設定や連帯拠出金賦課を定める規則が制定された。

### 1 背景・経緯

EUは、ロシアのウクライナ侵攻の影響でエネルギー危機に直面しており、これまでガス需要削減等の対策を打ち出してきた<sup>1</sup>。これに続き、2022年9月14日、天然ガス等の発電燃料の価格高騰に伴い、電力価格が高騰<sup>2</sup>していることを受けた措置を定める規則案 (COM(2022)473) が提出された。同規則案は、若干の修正を経て、同年10月6日、「エネルギー価格高騰対策のための緊急介入に関する理事会規則」<sup>3</sup> (以下「緊急介入規則」) として制定され、同月8日に施行された。

### 2 緊急介入規則の概要

全4章22か条から成り、第1章：主題及び定義 (第1条、第2条)、第2章：電力市場に関わる措置 (第3条～第13条)、第3章：原油、天然ガス、石炭及び精油部門に関わる措置 (第14条～第18条)、第4章：末尾規定 (第19条～第22条) で構成される。

#### (1) 電力需要削減目標

加盟国は、毎月の総電力消費量を基準期間 (2017年から2022年までの、それぞれ11月～翌3月の期間) の対応する月の平均総電力消費量と比較して、10%削減するための措置を実施するよう努めなければならない (第3条)。加盟国は、2022年12月1日から2023年3月31日までの期間において、1日当たり最低10%の時間をピーク時間<sup>4</sup>と定め、当該ピーク時間の総電力消費量を、送電系統運用者の予測消費量に対して1時間当たり少なくとも5%削減しなければならない<sup>5</sup> (第4条)。加盟国は、第3条及び第4条の目標達成のために、総電力消費量を削減するための適切な措置を自由に選択することができる (第5条)。

#### (2) 収益上限設定及び消費者への余剰収益の分配

2022年12月1日から2023年6月30日まで、発電コストが低い再生可能エネルギーによる発電や原子力発電を行っている電力事業者等<sup>6</sup>の販売収益の上限額を、1メガワット時につき180ユ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月16日である。

<sup>1</sup> 田村祐子「【EU】天然ガス安定供給確保のための2規則の制定」『外国の立法』No.293-1, 2022.10, pp.2-3. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12353386\\_po\\_02930101.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12353386_po_02930101.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 2022年8月時点のEUにおける消費者向け電力価格は、2021年8月と比較して35%高騰している。Council of the European Union, “Infographic - Energy crisis: Three EU-coordinated measures to cut down bills.” <<https://www.consilium.europa.eu/en/infographics/eu-measures-to-cut-down-energy-bills/>>

<sup>3</sup> Council Regulation (EU) 2022/1854 of 6 October 2022 on an emergency intervention to address high energy prices, OJ L261I, 2022.10.7, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/1854/oj>>

<sup>4</sup> ピーク時間とは、①卸売電力価格、②総電力消費量、③再生可能資源以外で作られた電力の総消費量のいずれかが最も高くなると予想される、1日のうちの個々の時間 (individual hours) をいう (緊急介入規則第2条)。

<sup>5</sup> 欧州委員会の報道資料では、ピーク時間の需要削減により、冬季のガス消費量を12億m<sup>3</sup>削減することができるとしている。European Commission, “Energy prices: Commission proposes emergency market intervention to reduce bills for Europeans,” 14 September 2022. <[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_22\\_5489](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_5489)>

<sup>6</sup> これらの事業者は、操業コストが比較的安定している一方で、操業コストが高いガス発電によって卸売電力価格が押し上げられたため、多額の収益を上げている。European Commission, *ibid*.

一〇<sup>7</sup>に設定する(第6条、第7条、第22条)。加盟国は、上限設定により生じる全ての余剰収益(surplus revenue)<sup>8</sup>が、主に最終電力消費者(final electricity customer)<sup>9</sup>への電力価格高騰の影響を緩和するための支援措置の財源として使用されることを保証するものとする。支援措置の具体例としては、①入札制度等を通じて、消費電力を削減した最終電力消費者に金銭的補償を与えること、②最終電力消費者の電力購入価格を引き下げること、③最終電力消費者による脱炭素化技術、再生可能エネルギー、エネルギー効率化に対する投資を促進すること等である(第10条)。第10条は、2022年12月1日に適用が開始される(第22条)。加盟国の電力純輸入依存度<sup>10</sup>が100%以上である場合、輸入加盟国と主要輸出加盟国の間で余剰収益を適切に分担する協定<sup>11</sup>を2022年12月1日までに締結するものとする(第11条)。

### (3) 原油、天然ガス、石炭及び精油部門への連帯拠出金賦課

加盟国は、原油、天然ガス、石炭及び精油部門で活動する企業が生み出す余剰利益(surplus profit)を対象として、連帯拠出を課す措置を2022年12月31日までに採択しなければならない(第14条)。2022年度及び/又は2023年度において課税対象となる利益のうち、過去4年間の平均課税対象利益を20%増額させた値を上回る部分に対して(第15条)、少なくともその33%以上を連帯拠出金として企業に課すものとする(第16条)。加盟国は、連帯拠出金を、①最終エネルギー消費者(final energy customer)<sup>12</sup>、特にぜい弱な(vulnerable)家庭を対象としてエネルギー価格高騰の影響を緩和するための財政支援策を実施すること、②入札制度等を通じてエネルギー消費を削減し、最終エネルギー消費者の購入価格を引き下げること、③REPowerEU計画<sup>13</sup>に沿って投資を行うこと等に使用しなければならない(第17条)。連帯拠出金は、2022年度及び/又は2023年度に発生した余剰利益にのみ適用される(第18条)。

### (4) 末尾規定

加盟国は、2023年1月31日まで、及び同年4月30日までに①第3条から第5条までの規定に基づき達成された需要の減少値とそのために講じられた措置、②第6条に基づき発生した余剰収益、③第10条に基づく、最終電力消費者への電力価格高騰の影響を緩和するための余剰収益の配分に関する措置等について欧州委員会に報告しなければならない(第19条)。欧州委員会は、2023年4月30日までにEUにおける電力供給と電力価格の概況を考慮して第2章の評価を、同年10月15日まで、及び2024年10月15日までに、化石燃料部門の概況及び発生した余剰利益を考慮して第3章の評価を行い、EU理事会に報告書を提出しなければならない(第20条)。

<sup>7</sup> 1ユーロは、約144.8円(令和5年1月分報告省令レート)である。

<sup>8</sup> 1メガワット/時当たりの販売収益から180ユーロを引いた差額をいう(緊急介入規則第2条)。

<sup>9</sup> 自己使用のために電気を購入する者をいう(緊急介入規則第2条)。

<sup>10</sup> 2021年1月1日から同年12月31日までの期間における、ある加盟国の総輸入電力量と総輸出電力量の差を国内総発電量に対する割合で表したものをいう(緊急介入規則第2条)。

<sup>11</sup> 当該協定は、電力を輸出する加盟国が、国内発電量の少ない輸出先加盟国の最終電力消費者に対して、再生可能エネルギー発電や原子力発電等を行う電力事業者の収益の一部を分配することを目的としている。European Commission, *op.cit.*(5)

<sup>12</sup> 自己使用のためにエネルギーを購入する者をいう(緊急介入規則第2条)。

<sup>13</sup> 2030年までにロシアの化石燃料への依存から脱却することを目標とし、①省エネルギー、②再生可能エネルギーへの移行加速、③エネルギー調達の多角化の3本の柱で構成される計画。温室効果ガス削減政策パッケージである「Fit for 55」(本誌No.289-2, 2021.5, pp.22-23 参照)を上方修正する内容で、例えば、Fit for 55では、再生可能エネルギー指令(Directive (EU) 2018/2001)を改正し、2030年までに40%とするとしていた再生可能エネルギー割合を、同計画は45%に引き上げる。European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions REPowerEU Plan,” COM(2022)230, 2022.5.18. <[https://energy.ec.europa.eu/system/files/2022-05/COM\\_2022\\_230\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v5.pdf](https://energy.ec.europa.eu/system/files/2022-05/COM_2022_230_1_EN_ACT_part1_v5.pdf)>